

認可変更・認定変更・確認変更の提出書類

保育所型認定こども園は、保育所と認定こども園の両方が必要です。
特定教育・保育施設等変更届出書は1部の提出で構いません。

①各届出書と②添付書類をセットでご提出ください。

●マークは、ウェブサイトに様式を掲載しておりますのでそれをご使用ください。

変更内容				提出書類	
				①届出書	②添付書類
法人等 (設置者)	1	法人の名称	●特定教育・保育施設等変更届出書(17号様式)	●認定こども園(幼保連携型認定こども園)内容変更届出書 ●比較調書(1) ●特定教育・保育施設等変更届出書(17号様式)	●特定教育・保育施設等変更届出書(17号様式)
	2	主たる事務所の所在地	●特定教育・保育施設等変更届出書(17号様式)	●認定こども園(幼保連携型認定こども園)内容変更届出書 ●比較調書(1)	●特定教育・保育施設等変更届出書(17号様式)
	3	代表者	●児童福祉施設(家庭的保育事業等)内容変更届出書 ●比較調書(1) ●特定教育・保育施設等変更届出書(17号様式)	●認定こども園(幼保連携型認定こども園)内容変更届出書 ●比較調書(1) ●特定教育・保育施設等変更届出書(17号様式)	●特定教育・保育施設等変更届出書(17号様式)
	4	役員(代表者以外) ※評議員は除く。	●特定教育・保育施設等変更届出書(17号様式)	●特定教育・保育施設等変更届出書(17号様式)	●特定教育・保育施設等変更届出書(17号様式)

履歴事項全部証明書(写)
●業務管理体制の整備に関する事項の届出書(第2号様式)…名古屋市内に業務管理体制の届出をしている法人のみ

〈口座変更する場合は以下の書類も提出〉
●口座振替申込書
●口座振替登録票(原本を郵送で提出してください)
登録する口座の通帳表紙・裏面の写し(口座番号、金融機関情報の記載されているもの)
●委任状(法人の代表者以外の方を請求人とする場合)

〈定款等、法人の規約が変更する場合は以下の書類も提出〉
①保育所・家庭的保育事業等の場合
●児童福祉施設(家庭的保育事業等)名称等変更届出書
変更前と変更後の定款等規約(写)
②名古屋市所管の社会福祉法人の場合
●社会福祉法人定款変更申請書(法人の名称変更の場合)
●社会福祉法人定款変更届出書(主たる事務所の所在地変更の場合)
理事会・評議員会の議事録(写)
変更前と変更後の定款等規約(写)…①で提出する場合は不要

①②以外の場合は
提出不要

●確認に係る誓約書・役員等名簿
履歴事項全部証明書(写)または理事会等の議事録(写)
●業務管理体制の整備に関する事項の届出書(第2号様式)…名古屋市内に業務管理体制の届出をしている法人のみ

〈口座変更する場合は以下の書類も提出〉
●口座振替申込書
●口座振替登録票(原本を郵送で提出してください)
登録する口座の通帳表紙・裏面の写し(口座番号、金融機関情報の記載されているもの)
●委任状(法人の代表者以外の方を請求人とする場合)

〈名古屋市所管の社会福祉法人の場合は以下の書類も提出〉
●社会福祉法人代表者交代届
理事会及び評議員会の議事録(写)
履歴事項全部証明書(写)

●確認に係る誓約書・役員等名簿
履歴事項全部証明書(写)または理事会等の議事録(写)

認可変更・認定変更・確認変更の提出書類

保育所型認定こども園は、保育所と認定こども園の両方が必要です。
特定教育・保育施設等変更届出書は1部の提出で構いません。

①各届出書と②添付書類をセットでご提出ください。

●マークは、ウェブサイトに様式を掲載しておりますのでそれをご使用ください。

変更内容			①届出書			提出書類
			保育所 家庭的保育事業等	認定こども園	施設型給付幼稚園	②添付書類
施設・事業所	5	施設・事業所の名称	●児童福祉施設(家庭的保育事業等)名称等変更届出書 ●特定教育・保育施設等変更届出書(17号様式)	●認定こども園(幼保連携型認定こども園)内容変更届出書 ●比較調書(1) ●特定教育・保育施設等変更届出書(17号様式)	●特定教育・保育施設等変更届出書(17号様式)	※前年度8月末までに保育企画室に連絡する必要があります。 ●運営規程新旧対照表 変更後の運営規程(写) 住居表示変更証明(写)…住居表示変更による所在地変更の場合 ●業務管理体制の整備に関する事項の届出書(第2号様式)…名古屋市に業務管理体制の届出をしている法人のみ 〈口座変更する場合は以下の書類も提出〉 ●口座振替申込書 ●口座振替登録票(原本を郵送で提出してください) 登録する口座の通帳表紙・裏面の写し(口座番号、金融機関情報の記載されているもの) ●委任状(法人の代表者以外の方を請求人とする場合) 〈名古屋市所管の社会福祉法人の場合で定款が変更する場合は以下の書類も提出〉 ●社会福祉法人定款変更届出書 理事会・評議員会の議事録(写) 変更前と変更後の定款等規約(写) 〈上記以外の法人で、定款等の法人の規約が変更する場合は以下の書類も提出〉 変更前と変更後の定款等規約(写)
	6	施設・事業所の位置 (所在地)				
	7	建物の規模・構造・図面・園庭(屋外遊戯場)の面積	●児童福祉施設(家庭的保育事業等)内容変更届出書 ●比較調書(2) ●特定教育・保育施設等変更届出書(17号様式)	●認定こども園(幼保連携型認定こども園)内容変更届出書 ●比較調書(2) ●特定教育・保育施設等変更届出書(17号様式)	●特定教育・保育施設等変更届出書(17号様式)	※面積変更(乳児室・保育室・園庭)は、前年度8月末までに保育企画室に連絡し、12月末までに面積を確定する必要があります。 ●施設及び設備に関する書類…保育所型・幼稚園型認定こども園の場合 ●最低基準調書(設備基準調書)・室名等面積表…上記及び施設型給付を受ける幼稚園以外 ※分園がある場合は、本園と分園それぞれで上記の書類・調書を作成してください。 変更前と変更後の内容がわかる資料(敷地がわかる資料・配置・平面・立面図等) ※平面図は、各部屋の名称・面積を明示してください。 変更後の写真(変更箇所がわかるもの) 【以下の書類は、内容に変更がある場合に提出】 不動産登記事項証明書(写)または賃貸借契約書(写) 建築完了検査済証(写) 屋外活動に関する計画書(園庭緩和対象の保育所のみ)
	8	園庭緩和の適用状況 (対象の保育所のみ)	●児童福祉施設内容変更届出書 ●比較調書(2)	—	—	※前年度8月末までに保育企画室に連絡し、12月末までに確定する必要があります。 ●最低基準調書・室名等面積表 ●屋外活動に関する計画書
	9	敷地面積	●児童福祉施設(家庭的保育事業等)内容変更届出書 ●比較調書(2)	●認定こども園(幼保連携型認定こども園)内容変更届出書 ●比較調書(2)	—	変更前と変更後の敷地面積がわかる資料(公図等) 土地の不動産登記事項証明書(写)または賃貸借契約書(写) 変更後の写真(変更箇所がわかるもの)
10	賃貸から自己所有への変更				自己所有へ変更する敷地等がわかる資料(公図等) 不動産登記事項証明書(写)	

認可変更・認定変更・確認変更の提出書類

保育所型認定こども園は、保育所と認定こども園の両方が必要です。
特定教育・保育施設等変更届出書は1部の提出で構いません。

①各届出書と②添付書類をセットでご提出ください。

●マークは、ウェブサイトの様式を掲載しておりますのでそれをご使用ください。

変更内容			①届出書			提出書類
			保育所 家庭的保育事業等	認定こども園	施設型給付幼稚園	②添付書類
施設・事業所	11	園長(施設長)・管理者	●児童福祉施設(家庭的保育事業等)内容変更届出書 ●比較調書(1) ●特定教育・保育施設等変更届出書(17号様式)	●認定こども園(幼保連携型認定こども園)内容変更届出書 ●比較調書(1) ●特定教育・保育施設等変更届出書(17号様式)	●特定教育・保育施設等変更届出書(17号様式)	新しい園長等の履歴書 ●確認に係る誓約書・役員等名簿 〈幼保連携型認定こども園の場合は以下の書類も提出〉 保育士証・教諭の免許状(写) 【参考: 幼保連携型認定こども園の園長・副園長・教頭の要件】 ①教育職員免許法による教諭の専修免許状又は一種免許状かつ保育士登録 ②教育職又は児童福祉事業の経験が五年以上あること ③上記の資格を有しない(幼稚園教諭二種免許状である等)のときについても、 運営上特に必要がある場合には、施設を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、 資格を有する者と同等の資質を有すると認められるもの(法人にて適切に判断をお願いします)
	12	副園長・教頭(幼保連携型認定こども園のみ)	—	●認定こども園(幼保連携型認定こども園)内容変更届出書 ●比較調書(1)	—	〈口座変更する場合は以下の書類も提出〉 ●口座振替申込書 ●口座振替登録票(原本を郵送で提出してください) 登録する口座の通帳表紙・裏面の写し(口座番号、金融機関情報の記載されているもの) ●委任状(法人の代表者以外の方を請求人とする場合)
	13	常勤職員の異動(採用・退職、氏名変更など)	●児童福祉施設従事者異動報告書(保育所のみ) ●民間保育所等職員給料格付調書(保育所のみ)	●児童福祉施設従事者異動報告書(幼稚園型を除く) ●民間保育所等職員給料格付調書(幼稚園型を除く)	—	〈採用の場合は以下の書類も提出〉※採用以外の場合、添付書類の提出は不要です。 資格者証(保育士証、幼稚園免許証、看護師免許など)(写) 職歴申立書(写) 卒業証明書(写)
	15	学級数(認定こども園のみ)	—	●認定こども園(幼保連携型認定こども園)内容変更届出書 ●比較調書(1)	—	変更前と変更後の内容がわかる資料(敷地がわかる資料・配置・平面・立面図等) ※平面図は、各部屋の名称・面積を明示してください。 変更後の写真(変更箇所がわかるもの) 〈幼保連携型認定こども園の場合は以下の書類も提出〉 ●設備基準調書・室名等面積表 ●職員配置基準調書 〈保育所型・幼稚園型認定こども園の場合は以下の書類も提出〉 ●施設及び設備に関する書類 ●職員の配置に関する書類 ●職員の資格に関する書類
	15	連携施設の設定先・名称(家庭的保育事業等のみ)	●特定教育・保育施設等変更届出書(第17号様式)	—	—	●連携に関する協定書(写) ※同一法人で結ぶ場合は●覚書(写)
	16	給食の提供方法(家庭的保育事業等のみ)	※連携施設については記載例を掲載しますのでご確認ください。	—	—	給食献立表 給食提供の実施場所がわかるもの(調理室の図面、調理室の写真)
	17	実費徴収・上乗せ徴収・開所時間等子どもの利用に関する事項(運営規程)	●児童福祉施設(家庭的保育事業等)内容変更届出書 ●特定教育・保育施設等変更届出書(17号様式)	●認定こども園(幼保連携型認定こども園)内容変更届出書 ●特定教育・保育施設等変更届出書(17号様式)	●特定教育・保育施設等変更届出書(17号様式)	※開所時間、保育時間、受入年齢の変更については、前年度8月末までに保育企画室に連絡することが必要です。 ●運営規程新旧対照表 変更後の運営規程(写) ※重要事項説明書・利用契約書は提出不要ですが、適切に変更をお願いします。